



社 福 第 999 号
平成30年 5月21日

新潟県弁護士会
新潟県司法書士会
新潟県行政書士会 代表者 様
新潟県社会福祉士会
関東信越税理士会新潟県支部連合会

新発田市長 二階堂 馨

成年後見制度利用支援事業に係る報酬助成対象の
拡大について（お知らせ）

新緑の候、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、新発田市では、これまで成年後見制度を利用する際の報酬助成の対象を市が家庭裁判所へ審判の申立を行った案件に限定してきましたが、平成30年4月から助成対象を本人申立や親族申立の案件にも拡大しましたので、貴会会員にお知らせいただき、制度の利用が促進されるようご配慮くださるようお願いいたします。

なお、助成を受けるための要件や申請に必要な書類等、詳細については、添付資料のとおり市ホームページに掲載しておりますので併せてご確認くださいようお願いいたします。

※ 市ホームページアドレス：<http://www.city.shibata.lg.jp/>

<担 当>

〒957-8686

新発田市中心街3-3-3

新発田市 社会福祉課 障がい支援係

TEL：0254-28-9223

新発田市 高齢福祉課 高齢福祉係

TEL：0254-28-9200